

庁保険発第 1110002 号
平成 21 年 11 月 10 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための
適正な事務処理の徹底の一部改正について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底については、平成 21 年 3 月 17 日庁保険発第 0317001 号（以下「通知」という。）をもって通知しているところであるが、今般、下記のとおり見直しを行い、被保険者が法人の役員である場合の標準報酬の遡及改定等における報酬額確認のための書類等を明確化したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

改正点

1. 通知の 1. の(2)について

被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）の取締役等の役員（以下「役員」という。）に係る被保険者資格喪失届の「④資格喪失年月日」に記入された日付が受付年月日より 60 日以上遡る場合における資格喪失の事実発生年月日を確認するための書類を株主総会の議事録又は役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写しとしたこと。

また、その他の法人の役員にあつては、これに相当する書類としたこと。

2. 通知の 1. の(3)について

被保険者が株式会社の役員の場合に係る被保険者報酬月額変更届の「②改定年月」に記入された年月の初日（1 日）が受付年月日より 60 日以上遡る場合における報酬訂正の事実発生年月日を確認するための書類を以下の(1)から

(4)までの書類のうちいずれか一つの写し及び固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の該当部分の写しとしたこと。

また、その他の法人の役員にあっては、これに相当する書類としたこと。

- (1) 株主総会又は取締役会の議事録
- (2) 代表取締役等による報酬決定通知書
- (3) 役員間の報酬協議書
- (4) 債権放棄を証する書類

3. 通知の2. について

被保険者が株式会社の役員に係る標準報酬月額を大幅に引き下げる場合における届出の事実関係を確認するための書類を以下の(1)から(4)までの書類のうちいずれか一つの写し及び固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の該当部分の写しとしたこと。

また、その他の法人の役員にあっては、これに相当する書類としたこと。

- (1) 株主総会又は取締役会の議事録
- (2) 代表取締役等による報酬決定通知書
- (3) 役員間の報酬協議書
- (4) 債権放棄を証する書類

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="172 230 769 286">厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について</p> <p data-bbox="140 360 801 483">平成20年9月9日の「年金記録問題に関する関係関係会議」において、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事業等の調査結果を踏まえ、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を徹底することとしたところである。</p> <p data-bbox="140 495 801 551">このため、貴職においては、管下社会保険事務所長に対して下記の事務処理等を徹底させるとともに、職員等に対する周知・徹底を指示されたい。</p> <p data-bbox="140 562 801 618">なお、本通知で規定した新たな取扱いについては、追って関係する通知を改正する予定である。</p> <p data-bbox="459 658 481 680" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="156 723 676 745">1. 社会保険業務処理マニュアル等に基づく業務処理の徹底</p> <p data-bbox="161 757 801 976">適用担当職員は、適用関係届書の処理に際し、「社会保険業務処理マニュアルに基づく業務処理の実施について」（平成18年8月31日付け庁文発第0831001号）において制定した「社会保険業務処理マニュアル（健康保険・厚生年金保険適用）」（以下「業務処理マニュアル」という。）等に基づく事務処理手順を遵守するとともに、特に「適用事業所全喪届」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者報酬月額変更届」の処理に当たっては、次の事項に留意し届出の事実関係を厳正に確認すること。</p> | <p data-bbox="845 230 1442 286">厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について</p> <p data-bbox="820 360 1481 483">平成20年9月9日の「年金記録問題に関する関係関係会議」において、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事業等の調査結果を踏まえ、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を徹底することとしたところである。</p> <p data-bbox="820 495 1481 551">このため、貴職においては、管下社会保険事務所長に対して下記の事務処理等を徹底させるとともに、職員等に対する周知・徹底を指示されたい。</p> <p data-bbox="820 562 1481 618">なお、本通知で規定した新たな取扱いについては、追って関係する通知を改正する予定である。</p> <p data-bbox="1139 658 1161 680" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="836 723 1340 745">1. 社会保険業務処理マニュアル等に基づく業務処理の徹底</p> <p data-bbox="841 757 1481 976">適用担当職員は、適用関係届書の処理に際し、「社会保険業務処理マニュアルに基づく業務処理の実施について」（平成18年8月31日付け庁文発第0831001号）において制定した「社会保険業務処理マニュアル（健康保険・厚生年金保険適用）」（以下「業務処理マニュアル」という。）等に基づく事務処理手順を遵守するとともに、特に「適用事業所全喪届」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者標準報酬月額変更届」の処理に当たっては、次の事項に留意し届出の事実関係を厳正に確認すること。</p> |

(1) 適用事業所全喪届

適用事業所全喪届が提出された場合は、次に掲げる添付書類により、届出の事実関係を確認する（業務処理マニュアル 29 頁から 40 頁参照）。

- イ 解散登記の記載がある法人登記簿謄本の写し
- ロ 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）の写し
- ハ 合併、解散、休業等異動事項の記載がある法人税・消費税異動届の写し又は給与支払事務所等の廃止届の写し
- ニ 休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写し
- ホ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写し
- ヘ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類

また、添付書類が上記イ又はロ以外である場合、社会保険事務所長は、原則として3か月を超えない期間内に、当該事業所の廃業や休業の事実を確認するため、電話や文書による照会や、商工会や業界団体等への照会等を実施するよう適用担当課職員に指示する。

なお、休業や廃業の実態に疑義がある場合には、優先して実地調査を行う。

（参考）

「政府管掌健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届について」（平成 15 年 11 月 12 日付け庁保険発第 1112001 号）及び「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届に係る事務処理等について」（平成 16 年 9 月 24 日付け事務連絡）参照

(2) 被保険者資格喪失届

被保険者資格喪失届の「④資格喪失年月日」に記入された日付が受付年月日より 60 日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、資格喪失の事実発生日を確認する（業務処理マニュアル 85 頁から 96 頁参照）。

なお、被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）の役

(1) 適用事業所全喪届

適用事業所全喪届が提出された場合は、次に掲げる添付書類により、届出の事実関係を確認する（社会保険業務処理マニュアル 29 頁から 40 頁参照）。

- イ 解散登記の記載がある法人登記簿謄本の写し
- ロ 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）の写し
- ハ 合併、解散、休業等異動事項の記載がある法人税・消費税異動届の写し又は給与支払事務所等の廃止届の写し
- ニ 休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写し
- ホ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写し
- ヘ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類

また、添付書類が上記イ又はロ以外である場合、社会保険事務所長は、原則として3か月を超えない期間内に、当該事業所の廃業や休業の事実を確認するため、電話や文書による照会や、商工会や業界団体等への照会等を実施するよう適用担当課職員に指示する。

なお、休業や廃業の実態に疑義がある場合には、優先して実地調査を行う。

（参考）

「政府管掌健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届について」（平成 15 年 11 月 12 日付け庁保険発第 1112001 号）及び「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届に係る事務処理等について」（平成 16 年 9 月 24 日付け事務連絡）参照

(2) 被保険者資格喪失届

被保険者資格喪失届の「④資格喪失年月日」に記入された日付が受付年月日より 60 日以上遡る場合は、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）の添付を求め、資格喪失の事実発生日を確認する（業務処理マニュアル 85 頁から 96 頁参照）。

なお、被保険者が役員の場合にあつては、取締役会議事録の添付を求

員の場合にあつては、株主総会の議事録又は役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写しの添付を求め、資格喪失の事実発生日を確認する。

その他の法人の役員にあつては、これに相当する書類によること。

(3) 被保険者報酬月額変更届

被保険者報酬月額変更届の「改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、報酬訂正の事実を確認する(業務処理マニュアル221頁から232頁参照)。

なお、被保険者が株式会社の役員の場合にあつては、以下の①から④までの書類のうちいずれか一つの写し及び固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付を求め、報酬訂正の事実を確認する。

その他の法人の役員にあつては、これに相当する書類によること。

① 株主総会又は取締役会の議事録

② 代表取締役等による報酬決定通知書

③ 役員間の報酬協議書

④ 債権放棄を証する書類

2. 標準報酬月額を大幅に引き下げる場合の事実確認

被保険者報酬月額変更届については、上記1.の(3)による取扱いのほか、標準報酬月額を大幅に引き下げる場合においては、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、届出の事実関係を確認すること。

なお、被保険者が株式会社の役員の場合にあつては、以下の①から④までの書類のうちいずれか一つの写し及び固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付を求め、報酬訂正の事実を確認する。

め、資格喪失の事実発生日を確認する。

(3) 被保険者報酬月額変更届

被保険者報酬月額変更届の「改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳(写)及び出勤簿(写)の添付を求め、報酬訂正の事実を確認する(業務処理マニュアル221頁から232頁参照)。

なお、被保険者が役員の場合にあつては、取締役会議事録の添付を求め、報酬訂正の事実を確認する。

2. 標準報酬月額を大幅に引き下げる場合の事実確認

被保険者標準報酬月額変更届については、上記1.の(3)による取扱いのほか、標準報酬月額を大幅に引き下げる場合においては、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳(写)の添付を求め、届出の事実関係を確認すること。

なお、被保険者が役員の場合にあつては、取締役会議事録の添付を求め、報酬訂正の事実を確認すること。

その他の法人の役員にあつては、これに相当する書類によること。

- ① 株主総会又は取締役会の議事録
- ② 代表取締役等による報酬決定通知書
- ③ 役員間の報酬協議書
- ④ 債権放棄を証する書類

3. 決裁等

(1) 社会保険事務所長の決裁

社会保険事務所長は、「被保険者報酬月額変更届」及び「被保険者資格喪失届」の処理に関し、厚生年金保険等に係る標準報酬月額等の記録等を過去に遡って処理する場合の決裁について、適用担当課長の専決とせず、自ら決裁すること。また、「被保険者報酬月額変更届」に基づき、標準報酬月額を大幅に引き下げる届出についても、同様とすること。

なお、前述の「過去に遡って」とは、業務処理マニュアルにおいて定める遡及期間（60日）とする。

また、当該決裁に係る専決の取扱いについては、「社会保険事務所事務処理規程」（平成20年庁訓第11号）が改正されたところである。

(2) 地方社会保険事務局の事前確認

地方社会保険事務局は、厚生年金保険等に係る標準報酬月額を6か月以上遡及して引き下げる処理が行われたもの又は被保険者資格を6か月以上遡及して喪失する処理が行われたもの（以下「特定遡及処理」という。）について、別添「特定遡及処理要領」に基づき、事前確認を行うこと。

(3) 社会保険庁本庁への報告（年次）

地方社会保険事務局は、上記(2)により確認したものについて、年1回、

3. 決裁等

(1) 社会保険事務所長の決裁

社会保険事務所長は、「被保険者報酬月額変更届」及び「被保険者資格喪失届」の処理に関し、厚生年金保険等に係る標準報酬月額等の記録等を過去に遡って処理する場合の決裁について、適用担当課長の専決とせず、自ら決裁すること。また、「被保険者報酬月額変更届」に基づき、標準報酬月額を大幅に引き下げる届出についても、同様とすること。

なお、前述の「過去に遡って」とは、業務処理マニュアルにおいて定める遡及期間（60日）とする。

また、当該決裁に係る専決の取扱いについては、「社会保険事務所事務処理規程」（平成20年庁訓第11号）が改正されたところである。

(2) 地方社会保険事務局の事前確認

地方社会保険事務局は、厚生年金保険等に係る標準報酬月額を6か月以上遡及して引き下げる処理が行われたもの又は被保険者資格を6か月以上遡及して喪失する処理が行われたもの（以下「特定遡及処理」という。）について、別添「特定遡及処理要領」に基づき、事前確認を行うこと。

(3) 社会保険庁本庁への報告（年次）

社会保険庁運営部年金保険課へ報告すること。

なお、具体的な事務処理については、別添1「特定遡及処理要領」に従い、適切に処理すること。

4. 事業所調査時の確認

適用事業所の調査については、「事業所調査の重点化による調査の実施について」（平成16年6月30日付け庁保険発第0630001号）並びに「平成20年度における適用事業所に対する事業所調査の実施について」（平成20年6月2日付け庁保険発第0602001号）に基づき実施しているところである。

今後、適用事業所の調査においては、特定遡及処理を行った事業所を重点的に調査を行う事業所に選定するとともに、当該特定遡及処理について、事実即して行われたものであるかどうかを確認すること。

また、当該届出により保険料の還付が生じる事案にあつては、事業主が被保険者に還付すべき保険料を還付しているか確認するとともに、還付されていない場合は速やかに還付するよう指導すること。

5. 社会保険事務所長が把握する体制の構築

地方社会保険事務所長及び社会保険事務所長は、全喪処理した滞納事業所の滞納整理について、地方社会保険事務局及び社会保険事務所において開催する徴収対策会議の議題とし、現地調査による全喪の事実確認、財産調査等の結果についての復命等を受けるなどして、滞納整理の実施状況を確実に把握すること。

(参考)

「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」（平成19年8月13日付け庁保険発第0813001号）参照

地方社会保険事務局は、上記(2)により確認したものについて、年1回、社会保険庁運営部年金保険課へ報告すること。

なお、具体的な事務処理については、別添1「特定遡及処理要領」に従い、適切に処理すること。

4. 事業所調査時の確認

適用事業所の調査については、「事業所調査の重点化による調査の実施について」（平成16年6月30日付け庁保険発第0630001号）並びに「平成20年度における適用事業所に対する事業所調査の実施について」（平成20年6月2日付け庁保険発第0602001号）に基づき実施しているところである。

今後、適用事業所の調査においては、特定遡及処理を行った事業所を重点的に調査を行う事業所に選定するとともに、当該特定遡及処理について、事実即して行われたものであるかどうかを確認すること。

また、当該届出により保険料の還付が生じる事案にあつては、事業主が被保険者に還付すべき保険料を還付しているか確認するとともに、還付されていない場合は速やかに還付するよう指導すること。

5. 社会保険事務所長が把握する体制の構築

地方社会保険事務所長及び社会保険事務所長は、全喪処理した滞納事業所の滞納整理について、地方社会保険事務局及び社会保険事務所において開催する徴収対策会議の議題とし、現地調査による全喪の事実確認、財産調査等の結果についての復命等を受けるなどして、滞納整理の実施状況を確実に把握すること。

(参考)

「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」（平成19年8月13日付け庁保険発第0813001号）参照